

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第卷九十五第

世帯構成における配給人員と

榮養人員との關係……………谷口吉彦

行發月二十年九十和昭

北支の農村金融

山崎 武雄

支那の農家は零細且つ分散せる耕地を主要なる生産手段として舊來の農具、農法によつて勞働集約的農業を營んでゐるが、屢々勃發する自然の災害並に過重なる公租公課、小作料等の經濟的重壓の下に於いて極めて不安定且つ貧窮せる状態にある。土地委員會の報告によれば「農家の年收五十元未滿の者は、總戸數の六分の一に近く、五十元以上二百元未滿の者は、全體の約六〇%を占めてゐる。若し三百元未滿の者をも加算するならば、總戸數の九〇%に達する……收支償つて餘りあるものは、總戸數の四分の一に達せず、而も收支償はざるものは、却つて全體の三分の一を超えて居る。收支相償ふ者も、その生活程度は甚だ低く、且つその生活費を極めて小額に切り詰めるのでなければ、どうにか收支償ひ、或ひは餘りあることは出來ない。大多數の農家は、何れも經濟困難に陥つて居る」と報ぜられてゐる。資本主義の農村への浸透は公租公課の金納化と相俟つて農村内部の自給經濟の急速なる貨幣經濟化をもたらすと共に副業的家内手工業にも打撃を與へたのであるが、他方列強資本主義の重壓下に於いては農村の過剩人口を吸收しうる如き民族産業の發達もなく、右の如き農家の窮狀は更に強化せられたのである。従つて何らかの臨時の入費にあへば農家は忽ち負債に陥る状態に置かれてゐる。而してかゝる負債の累積は農家の唯一の主要生産手段たる耕地をも喪失せしめ、農家は漸次階層的に没落し、かくて支那農村

はまさに崩壊過程にあるといふことは既に屢々強調されつたところである。本稿に於いて私は北支に於ける農家の貸借關係をより具體的に検討し、土地所有の移動との關聯をも考察しようと思ふ。茲では北支特に河北、山東兩省を考察の對象としたのであるが、之は全く資料の關係によるものである。

先づ、支那に於ける農家負債の實情並に農村金融の一般的性格に就いてその概要を考察してをかう。

一、負債農家の狀況　今、全國的調査による負債農家の全農家に對する割合を示せば次の如くである。

バック教授　二一省一四二縣　民國一八十二年　三八・三%。土地委員會　一六省一六三縣　民國二十四年　四三・九%。中央農業實驗所　二二省八五〇縣　民國二十二年　五六%。次に借糧農家の割合は中央農業實驗所の報告によれば四八%を占めてゐる。

即ち、全國農家の約五割内外が負債農家であることを示してゐる。

更だ農家階層別に負債狀況をみれば、負債農家の割合は中、小農に於いて最も大であり富農之に次ぎ地主、傭農層は小である。

二、貸付人　中央農業實驗所の報告によれば各貸付擔當者の割合は次の如くである。

	合作社	親戚知友	地主	富農	商家	錢局	其他
現金 貸借	一・三	八・三	九・〇	四五・一	一七・三	八・九	一〇・一
食糧 貸借	一〇・九	一三・六	四六・六	一一・三			一七・六

三、貸借期間と利率　貸借期間は全國平均一箇年以内が七七%以上の絶對多數を占めてゐる。利率は經濟發展の程度により地域的差異が大であるが、全國平均年二割より四割のものが六六・五%乃至七五・八二%を占めてゐる。且つ食糧貸借の利子はより高い(平均月七・一分)。

四、貸借の方法　中央農業實驗所の調査によれば個人信用一九・八%、保證信用三三・九%、抵押信用四六・

2) 以下主として天野元之助著、支那農業經濟論、中卷第七章による。

三％であり、土地委員會の報告によれば信用貸借三三・二六％、田地抵押四六・六一％、房屋及び其他不動産抵押一一・六五％、物品抵押八・三八％である。

五、負債の原因 土地委員會の報告によれば「全國平均日用家事が二五・四五％、天災人禍が一八・〇三％、疾病喪葬が一四・六％、結婚慶事が二・三〇％であつて、以上四項の合計だけで、最早全體の七割を超える。而して農事の操作（二・五七％）、工賃の支拂（一・七八％）、田地家屋の修理・購買・建築及び贖出し費（二・二％）で合計一割半強になる。その他は舊債の償還・納税・小作料の納入・訴訟・商工業の投資及び缺損等である」。

以上に於いて農家負債の状況並に貸借關係について其の輪廓を略々明かにしたのであるが、その主要なる點に就いて若干検討を加へよう。

一、負債農家は全農家の約五割内外であり特に中、小農に於いて大であるが、借種農家が五割近く存在するとは農家の貧窮度並に春籾の民の如何に多いかを如實に示してゐる。之と關聯して負債原因をみるも、生産手段の獲得、經營運轉のための資金即ち生産用の負債は殆ど無く、前述の如く歴倒的大多數が消費目的に基くものである。また農家の貧窮度並に家計と經營が密接に結合して不分離の状態にある點等より考ふれば、地主、富農層に於ける負債の一部を除き生産目的の負債と消費目的のそれとの間には何等本質的な差異は存しないであらう。貸借期間が短かく且つ利子の極めて高いことも亦當然の結果である。農民が幾何を支拂ふかは、彼の必要、及び手がどれ程つけ込む能力を持つてゐるかによつて定まるのであり、村にとつての仕合はせであると云はるゝ情け深い金貸しは、僅か二割五分の利子しか取つてゐないとのことである。従つて一般に貧農の借金ほど利子は高率となる。民法上に於いては年利二割を限度と定めてゐるが（民法二〇五條）、現實に於いては前述の如く二割以上四

3) 土地委員會編、前掲書、93—94頁。

4) 鈴木總一郎氏、支那高利貸資本、經濟論叢、高田博士還曆記念論文集、昭和十九年二月參照。

5) トーネイ著、浦松、牛場譯、支那の農業と工業、昭和十四年、64頁。

割合が壓倒的に多い。且つ周知の如く全國各地に於いて諸種の名稱を有する惡辣なる高利貸が存在してをり極めて非合法的な收取を行つてゐるのである。

二、農村金融の擔當者たる貸付側をみれば、銀行、合作社等の近代金融機關による貸付は殆どない。近年來農村復興、資金歸農が提唱せられ農民銀行も漸く設立せられ、また政府當局や華洋義賑會等の提唱並に銀行の資本的援助等により合作社も信用合作社を中心として急激に發達したのであるが、全般的には此等金融機關の農村金融に於いて占める地位は未だ極めて微弱である。加之、此等近代金融機關自體も未だ長期且つ低利の近代金融業を充分に行つてはをらず、多分に高利貸的性格を有してゐることは屢々指摘せられてゐるところである。次に舊式金融機關たる錢莊、典當等も農村金融に於いては重要でない。主要なる貸付人は地主、富農、商人であり、前述の如く此の三者による現金貸借は七一・四%に達してゐる。食糧貸借も貧窮せる支那農民に於いては現金貸借と何等本質的に異なるものではないが、之に於いても右の三者による貸付割合は七一・五%である。この三者が所謂三位一體をなすと謂はれてゐる所以である。更に親戚知友による貸付の比較的多いことも注目すべきである。尙ほ右の地主、富農、商人の中では富農による貸付が最も多く現金貸付の四五・一%、食糧貸付の四六・六%、即ち何れに於いても全貸付の約半ばに近く他の貸付人に比較すれば壓倒的割合を占めてゐる。而して此の富農なるものはその收支相償つて餘りある者とも稱されてゐるが、その概念は必ずしも明確ではない。たゞ自然的及び社會經濟的諸條件に於いて極めて劣悪なる支那に於いては、富農と雖も中、小農と本質的には大した差異はないのである。地主の貸付割合は富農よりは小であるが、特に食糧貸付の割合がより大なることは注目すべきである。尙ほ支那に於いても我國に於けるが如く大地主は比較的少く一般に中、小地主の多いことも指摘され

- 6) 天野元之助著、前掲書、253—259頁。中國經濟年鑑、正編D、197頁以下、等參照。
- 7) 中國農村經濟研究會編、中國土地問題和商業高利貸、民國二十六年、230頁以下參照。尙ほ陳翰笙も産業資本支配下の葉煙草栽培農民に於いてかゝる關係

ねばならないであらう。商人による貸付は前二者に於けるものとは多少性質を異にした點がある。即ち、單なる現金及び食糧の貸付の外、掛賣り、農作物の抵押、預賣(青田賣り)或は種子、肥料の貸付等が行はれてゐるのである。且つ後述する如くその利子も他に比して寧ろより高率である。かゝる關係は商品作物栽培地域に於いて特に著しいのである。

要之、支那に於ける農村金融は農業生産には關與せざる高利貸借で且つ個人間即ち地主、富農、商人等より行はれ、近代的金融機關によるものは未だ殆ど存在しないのであるが、かゝる關係は基本的には現代支那の社會經濟構造によつて規定せられてゐるのである。

二

北支に於ける農村金融關係も前述せる一般的性格と本質的に異なるものではないが、その具體的な内容の検討に際して先づその概要を考察しよう。

農家負債の原因は殆どその大部分が、生活費、冠婚葬祭、天災等に基くものである。一般農家は貧窮にして收穫穀物も年内に消費するもの多く、春季に到れば食糧を保有せざるものが多い。此等の農民は短工となり或は臨時の出稼ぎ等を行ふのであるが、尙ほそれにも生活困難にして借金或は借糧するものが極めて多い。農家貸借が三、四、五月頃最も多く行はれるのは斯かる事情に基くものである。従つてかゝる負債は年々常に繰返し行はれるものである。また北支に於いては水災、早魃も屢々勃發するが、冠婚葬祭費が極めて大なることも周知の事實である。

例へば河北省昌黎縣侯家營村に於いては葬式費は農家層及び死者の家庭内に於ける地位によつて異なるが、親の場合は「小中等

のあることを指摘してゐる。Chen Han-Seng: Industrial Capital and Chinese peasants, 1940. 参照。8) 滿鐵北支經濟調査所、順義縣沙井村=於ケル質問應答、A第一號、47頁。同上、河北省樂城縣寺北柴村=於ケル質問應答、農村金融及農村取引關係(下)、昭和十六年十一月、14頁。同上、農村

の家は二、三百元、大中等の家は五、六百元くらひつかふ、また「人格ある人なら五〇畝の中三〇畝でも賣つて葬式する」程であり、結婚費も之と大同小異である。且つ「下等の家は貧乏人だから拉飢餓借金も出来ず金をつかはなくても笑はれぬ」が「中等の方では相當のことをしないと笑はれるから、土地を賣つてもする」と云はれてゐる。かゝる事例は各報告書に於いて隨所に見られるところである。之は農村の慣習特に面子觀念に基因するものであるが、この際には生活難に於ける負債よりもより多額の負債をもたすことも當然の結果であらう。

負債農家を階層的にみれば中農層以下が多く、一戸當り負債額も下層農程小である。下層農に於いて負債額の小なることは彼等の生活水準が極めて低く且つ負債能力の小なる點に基くものである。

農民の借受先は同族、朋友、近隣等親しい者より選ぶを常とする。而して先づ村内に於いて貸主を求め、その不能なる時に村外、城市の商店等より借受けるやうである。農民と商人との貸借關係は、農村の位置、商品作物の栽培程度にもよつて異り、且つ農民相互間に於ける貸借關係とは多少異なる點があるが之に就いては改めて後述する。

農家が現金或は穀物を借受ける場合には一般に右の如き親しい間柄の者より相手を選ぶのであるが、その際借受けるに一定順序のない場合もあるが、同族、朋友の順序、或は隣、同族、親戚、朋友等の順序によるものもある。但し此等の順序は何等絶對的なものではなく云はゞ便宜上のものにするにすぎないやうである。次に之と關聯して村内からの借受けと村外からのそれとを比較するに、地方によつて異なるが全般的に見れば矢張り村内からのものが多いやうである。青島近郊の李村に於いては「負債總件數四〇九件のうち村内の親戚、知友等からのものが大部分で二八七件の七割を占め、村外からのものは一二二件で三割を占めてゐる。この村外からのものも親戚が大部分で九〇件を占め、次は知友二五件、商人七件であるが、例外として民國一九年商業資本として銀行より一千元を借りたものが一件ある」。山東省泰安縣海陽莊に於いても「現金の借入は殆ど全部が親戚、友人よりの個人的負債であつて、放販或は商人等からの借入れの如きは殆んど見受けられない」。滿鐵慣行班の調査事例によるも村内からの借受けがより多いやうである。併し乍ら他面に於いて村内に於いて借受けの困難なる場合には必然的に村外、城市の商人より借受けするのである。河北省樂城縣寺北柴村に於いては本來の借受順序は同族、村内、村外であるが、村民の七、八割は城内から

10) 金融及取引簿、第一一號ノ二、昭和十七年七月、205頁。
支經濟調査所、農村金融及取引簿、第一〇號、昭和十七年七月、85—91頁。
滿鐵北支經濟調査所、歷城縣冷水溝莊ニ於ケル賃問應答、A第一號、37—38頁。
滿鐵調查部、青島近郊に於ける農村貸借關係調查報告、昭和十四年、105頁等

借入れてゐる。また河北省良鄉縣吳店村に於いても「村の人は今は金を持つてゐる人が少く城内で借りる」と報せられてゐる。河北省順義縣沙井村に於いては「富んでゐる人は城内の商人に借りる、貧乏なものは其處では貸して呉れぬから隣や親戚で借りる」と云はれてゐる。また農民が取引關係等によつて城市の商人より現金或は穀物、雜貨等を借受けることのある點は後述する。尚ほ農民が衣服、裝身具等を質入れして典當より小額の借受けをなす場合もあるが近年典當の倒産せるものも多く、且つ農民も一般には之を利用してゐるものは少い。更に錢莊或は銀行を利用してゐるものは殆ど無い。

前述せる如く春季の端境期に於いては農民は食糧を保有してをらぬものが多く、従つて借金して之を購入するのであるが、更に直接穀物を借入れる慣習も汎く一般的に行はれてゐる。併し借金に比すれば一般に少いやうである。

借糧は農民相互間或は糧食店と農民の間に於いて行はれるが後者に就いては後述する。農民相互間の借糧は朋友、隣、同族等の間に於いて行はれるが、同村の者なら誰からでもなしうる所もある。借糧は直に返す場合、金を入手すれば購入して返すこともあるが、一般には秋の收穫後に現物を支拂ふ。此の如く本来「借糧還糧」を原則とするが金で支拂ふこともある。その際は春の借受時の穀物の價格を標準にして支拂ふこともあり或は當事者が最初に相談して定めることもある。穀物で支拂ふ場合も金による時も何れも利息はない。尚ほ隣、同族等より穀物、野菜等を借りて賣りに行くこともあるが、かゝる際にも利息のないものが多い。右の如き貸借は農村内部に於ける相互扶助的性格を有するものである。尚ほ地主は小作人が誠實にして小作料の意納なき時には肥料、農具等を無償で貸與することもある。また農民相互の間に於いて農具、家畜の貸借も各地に於いて行はれてゐる慣行であるが、之も全く貸借的なものではなく相互扶助的關係である。

農村の貸借は信用貸借と抵押貸借とに二大別される。前者は對人信用、保證信用に分たれるが支那に於いては後述する如く此の兩者には實質的な明確な區別は薄く、信用貸借は比較的小額の時に行はれ抵押貸借は比較的多額の時に多く行はれる。抵押と類似の資金借入方法として典がある。抵押も典も主として農地であり時には家屋を用ふこともあるが、農具、家畜等は一般に使用されぬ。従つて抵押と典に於いては何れも農地が主要對象

參照。 11) 前掲、A第十號、39頁。 12) 滿鐵北支經濟調查所、農村金融及取引=關スル質問應答、A第十四號、31頁。 13) 滿鐵北支經濟調查所、農村金融及取引=關スル質問應答、第九號、昭和十七年七月、23頁。 14) 滿鐵調查部、前掲書、109頁。 15) 滿鐵調查部、北支農村概況調查報告(二)、昭和十

となるのである。農地の抵押(指地借銀)に於いては、農地抵押借款(借金の成立後と雖も、抵押農地は依然として債務者たる農民によつて耕種、管理されるものにして、債権者は債務辨済に至るまで期日に利息を收得するの外、抵押田地に對して暫時監視の義務を負ひ、若し債務者が該抵押田地を他に典賣するか、若くは該田地を以て第三者より更に抵押負債を起す場合には、債権者は隨時これに干渉する權利を有するに過ぎない。併し若し債務者が辨済期日に至るも契約上規定の義務を履行し得ざるときは、通例債権者は該田地を沒收して、之を直接管理し得るものである。之に反して農地の典は、他人より一定の金錢の融通を受け、之に對して債権者をして自己の農地を使用収益せしめ、他日之と同額の金錢を返還して其の使用収益を終了せしめる行爲を謂ふ。故に抵押と典との主たる差異は、債権者に擔保不動産の占有を移し且つ之を使用収益せしめるか否かの點に懸つてゐる。また典に於ては抵押と異なり、出典人は融通を受けた金錢につき受典人に對して利息を支拂はない。²⁴⁾

農民の資金獲得の方法として其他に民間の相互扶助的組織たる頼母子講(錢會)があるが、必ずしも普遍的な存在ではなく右の諸方法に比すれば重要性を有してゐない。負債資金の返還は現金によつてなされるが、稀には穀物で辨済し、²⁴⁾或は利息のみ穀物で支拂ふこともある。²⁵⁾更に又例外的な存在ではあるが勞働の提供によつて負債を辨済する事例も見られる。

債務の辨済に勞働を提供する場合は債務者が貧困にして辨済能力のなき時に行はれる。例へば順義縣沙井村に於いては債務者又はその妻、子供等が債権者の家へ短工或は長工として行く。負債金額も少く二、三〇元位であり、勞働提供の期間も長くて一年である。例へば一〇元の負債に對して男なら一箇月、女なら二箇月働く。また同村に於いては最初から勞働提供の契約により借金をせる事例も見られる。²⁶⁾また鹽城縣寺北柴村、恩縣後夏寨莊に於いても債務支拂不能の時に債権者の家に長工に行く事例が見られ、「作長工還賬」或は「抗伙還債」と稱されてゐる。²⁷⁾

五年、193頁。
15) 滿鐵北支經濟調查所、鹽城縣寺北柴村ニ於ケル質問
應答、A第六號、17頁。
16) 前掲、農村金融及取引篇、第九號、33頁。
17) 滿鐵北支經濟調查所、農村金融及取引ニ關スル質問應答、第七號、16頁。
18) 例へば李貴漢著、北平郊外之鄉村家庭、民國二十二年、37-38、114頁参照。

三

農村貸債の諸方法について其の具體的内容を考察しよう。

一、信用貸借 擔保なく信用による資金の借入は比較的小額の際に主として同族、朋友、隣等の親しい間柄に於いてなされるもので、一般には生活難に基因するもので端境期の春季に最も多く、年末これに次ぐ。而して此の信用は主として財産の有無に基くものであり、財産なき者は借金は出来ないと云はれてゐる。併しまた、財はなくても所謂「好人」ならば借受の可能なこともあり、或は正直さ及び用途をも標準にするとも云はれてゐる。以下主要事項に就いて略述しよう。

(イ) 金額 負債の性質上一般に小額である。「通融」或は「來往」とも稱され、隨時融通するものである。普通二、三元乃至一、二〇元程度が多いと云はれる。勿論債務者の信用如何によるが、五〇元特に一〇元以下であり、或は五、六〇元位になると無擔保は少いと報せられてゐる。或は又一〇〇元以内なら無擔保の所もあるが、かゝる事例は稀である。但し特に親しい間柄、或は信用の大なるものにては此の限りではない。

(ロ) 期限 借金の性質上期限も短い。即ち、數日乃至一箇月以内のものが多く、或は一箇月乃至三箇月間のものもある。かゝる貸借は本來臨時の融通で、借主は借金の調達が出来れば直に返還するものであり、最初借受ける際に確定せる期限を必ずしも定めないうである。例へば「普通ははつきりした期限はないが大體の期限はある。大體一箇月以上になるときまる」或は「不一定、多くの場合貸主の方から金の要ることを通知して來る。夫れ迄は續いて借りて置く」とも云はれてゐる。

(ハ) 利子 利子の有無は必ずしも一定しないが、一般に小額(一〇元以下等)、且つ短期であれば無利子であ

19) 前掲、第七號、16頁。前掲、第十四號、67、76頁。
 20) 前掲、農村金融及取引關係、第一〇號、53頁。前掲、A第十四號、67、76頁。滿鐵北支經濟調查所、河北省樂城縣寺北柴村に於ける實問應答、農村金融及農村取引關係(上)、19、23、30頁等。
 21) 滿鐵北支經濟調查所、土地賣買篇、第一〇

り、或は同族、友人等の親しい間柄にも同様の場合が多い。小額にても一日以上になれば利子の有ることもあり、⁴⁰⁾或は友人間にても五〇日以上ならば利子をとることもある。⁴¹⁾擔保の有無に拘らず利子は同率なることもあるが、⁴²⁾信用貸借に於いては利子はより、低い方が多いやうであり「親戚借錢期限短無利、朋友短期無利長期有利不過二分、地主借錢有利坐地價無利」とも答へられてゐる。⁴³⁾或は中人がなければ無利であり、あれば有利である。⁴⁴⁾利子は一・五分乃至三分位である。⁴⁵⁾

(三) 契約證書 信用貸借は前述の如く小額資金を親しい関係にある者の間に於いて融通する場合が多く、従つて口頭によつて決定し契約書を作成しないものが多い。⁴⁶⁾證書を作成しないのが面子上もよいと考へられてゐる。⁴⁷⁾

(ホ) 中人又は保證人 資金を借入れる際には一般に直接交渉をなさず中間に人を立て、之を行ふ。この人を中人、紹介人、説合人或は保人又は中保人等と稱する。此等の人はその名稱により嚴密な意味に於いては各々異なるものであるが、⁴⁸⁾普通の貸借關係に於いては中間に立つ者は大抵一人であり、従つてまた實質的には右の各名稱による差異は殆どない。たゞ信用貸借に於いては無擔保なる故、若干事情を異にする點もある、以下之を略述しよう。借用貸借が親しい間柄に於いて行はれる場合、特に短期且つ無利子の時には中人も存在せず、當事者間の口頭により契約が成立する。中人には一般に親しい者を立てる。中人の有無も借主の信用程度に依つて定まるであらう。「財産のある人なら中人もなくてよい」⁴⁹⁾所以である。次に中人の責任であるが、信用貸借に於いては擔保なき故、その有るのに比すれば中人の責任は重いわけである。従つて「指地しない場合は保人は財産、信用のある人でなくてはならぬ」⁵⁰⁾とか「餘程親しくないと土地のないものには紹介人になつてやらぬ」⁵¹⁾等と答へられ

22) 就、農村金融及取引篇、第一一號ノ二、130、132頁。前掲、第七號、15頁。
前掲、A第十四號、36頁。23) 八木博士、支那に於ける農地の典に就いて、經濟論叢、第五十卷 第六號、昭和十五年六月。24) 前掲、農村金融及取引篇、第一〇號、54頁。前掲、土地買賣篇、第一〇號、

てゐる。かくて土地を所有せざる貧農は資金獲得の困難なことを示してゐる。借主が債務を支拂はぬ場合に於ける中人の辨済義務が問題となる。此の際、中人が立替へて辨済することもあるが、支拂はず且つ支拂ふとしても稀であり、また立替へるとしても全額は支拂はぬとも云はれてゐる。中人の死後に於いてその小供が「知らぬと言へばそれ迄」⁵³⁾とも答へられてゐる。また特に代還中人として保證人を立て借主が債務辨済不能の際には立換へる事例もあるが、此の代還中人には同族、親戚等がなるもので、且つ立替へて後借主に立替金額を請求しうるものである。⁵⁴⁾右の如く信用貸借に於いても中人の責任は絶対的なものではなく、多分に道義的な意味を有してゐることが看取せられるのである。

以上の如く借用貸借は小額の資金を村内の同族、親戚、友人等の間に於いて短期間融通するもので無利子のものも多く、相互扶助的な色彩をもをびてゐるが、併し土地所有を前提として成立しうることも亦看過してはならないであらう。かゝる貸借は頻繁に行はれ、これによつて農民は急場を凌いでゐるのである。且つ小額なるため一般に辨済しないことはない⁵⁵⁾と云はれてゐる。信用貸借と指地借錢の何れが多いかは村落の同族的結合關係、農民の經濟状態によつても異なるであらう。

二 指地借錢 農民が比較的多額の資金を必要とすれば信用貸借によつて之をうることは困難であり、止むをえず土地を抵當とし或は出典又は賣却するのである。併し乍ら土地を出典又は賣却すれば之の耕作は不可能となるため、農民は先づ土地を抵當として資金を借入れるのである。之を一般に指地借錢と稱してゐる。債權者の側に於いても信用貸借とは異り確實なる抵當があるため容易に貸付けうるものである。以下主要事項について概説しよう。

取引篇、第一一號ノ二、140頁。 25) 前掲、A第十四號、50頁。前掲、河
 北省樂城縣寺北柴村ニ於ケル質問應答、農村金融及農村取引關係(下)、25頁。
 前掲、A第四號、82頁。第七號、64—65頁。 27) 前掲、第六號、62頁。
 前掲、土地賣買篇、第一〇號、農村金融及取引篇、第一一號ノ二、196頁。

(イ) 契約の成立 借主は中人に依頼して貸主を求め契約書を作成して契約を立てる。契約書は必ず作成し且つ老契をも債権者に渡す。⁵⁶⁾但し極めて例外的な場合であるが老契だけを渡す事例も報告されてゐる(以老契作押といふ)。尙ほ同一土地を二重、三重の擔保として債務者は第三者より新に指地借錢することも可能である。⁵⁸⁾併し之は必ずしも常に容易には行はれないやうで其の際債権者が訴訟せる事例もあり、⁵⁹⁾或は中人になりてがなく且つ紅契がないから出来ないとも報ぜられてゐる。

(ロ) 期限 期限は比較的短く五箇月乃至三年であり、一年のものが最も多い。⁶¹⁾

(ハ) 利子 利子は月利二分乃至四分であるが二、三分のものが多い。⁶²⁾また相手によつて異なることは信用貸借に於けるものに準ずる。特別な高利のものも特には存在するが、かゝる場合には利子は契約書に明記せず「春百元借りて秋百五十元返す約束の時は、春百五十元借りたことにしてかく」と報ぜられてゐる。⁶³⁾

(ニ) 中人 中人は普通一人である。中人の責任は信用貸借に於けるよりも當然軽い。即ち中人は債務者が債務の辨濟不能な場合に於いても代還の責任はない。⁶⁴⁾時には代還することもあるが、それは全く人情に基く場合である。⁶⁵⁾併し中人は契約當事者に紛争の生じた際或は債務者が支拂はぬ時等には其の解決に當るべきものである。法律制度の完備せざる支那に於いては中人の役割は重要である。

(ホ) 土地の評價 指地借錢に際しては抵當地の價格の四割乃至六割まで借入れうると云はれてゐる。⁶⁶⁾

(ヘ) 償還 期限が來れば債務者は元利を支拂ふべきものである。もし元金を辨濟出來ぬ時は利子のみを支拂ふ。利子をも支拂ひえぬ場合には債権者は次の期限まで一回は裕餘するが、二度目にも支拂はぬ時は(1)當該土地を典にして債権者が耕作するか、(2)土地を賣却せしめて貸金を支拂はせるか、(3)元金だけを取上げ利子を後で徴

29) 滿鐵北支經濟調査所、農村金融取引篇、第八號、昭和十七年四月、79、89頁。
前掲、A第十四號、52頁。30) 前掲、A第十四號、52頁。31) 前掲、A第十四號、72頁。
32) 前掲、A第十四號、72頁。
33) 前掲、農村金融取引篇、第一〇號、50—51頁。34) 前掲、A第十四號、69頁。
前掲、農村金融取引篇、第九號、1頁。

收する。⁶⁷⁾ 但し(3)の場合は現實には困難であり(1)と(2)の場合が多い。但し典にする場合には第三者に債務者が出典することも自由である。(2)の場合に債権者はその土地に對する先買權は有してゐない。⁶⁸⁾ 利子を支拂へば債務を繼續することが出来るが、三年以上は不可能なることもある。⁶⁹⁾ 債務には時効は存しないが同族、親戚に於いては例外が認められてゐる。⁷⁰⁾

指地借錢は比較的多額の資金の必要なる時に行はれるもので高利である故、貧困な農民にとつてはその辨濟容易ではなく、土地喪失の第一歩を意味するものである。

三 典 農地の典は前述せる如く特異な慣行であるが茲ではその法律的性格にはふれず、其の具體的内容にうつて考察する。

(イ) 典契の成立 典に於いても中人に依頼して契約を立てること指地借錢に於けると同様であるが、契約成立の際に中人に對して普通若干の手數料を支拂ふが單に請客するにすぎぬこともある。⁷¹⁾ 更に契稅を必要とする。典に際しては同族等の優先權はなく、若しあつても弱いが、小作地に作物のある場合には小作人に相談せねばならぬ。⁷²⁾

(ロ) 典價 典價は地價の約五割であり最高八割に達してゐる。⁷³⁾ 尙ほ典契約後地價の騰貴せる時或は典價が比較的低かつた場合には、出典者は承典者に對して典價の追加を要求しうる。之を找價、擦錢、爬庫等と稱する。找價は典價の最高限度位まで可能であり、之は承典者の意向によつて決定するが、他方出典者は出典地を第三者に出典することも出来る故、找價は容易に行はれる。⁷⁴⁾

(ハ) 期限 典の期限は三年又は五年が普通である。民法上は典の期限は三〇年迄と規定せられてゐるが、一

35) 前掲、土地賣買篇、第一〇號、農村金融及取引篇、第一一號ノ二、128、136頁。前掲、A第十四號、31—32頁。
 36) 前掲、農村金融及取引篇、第一〇號、73頁。
 37) 前掲、A第十四號、31頁。
 38) 同書、90—91頁。
 39) 前掲、土地賣買、第一〇號、農村金融及取引篇、第一一號ノ二、132、169頁。

般慣行は之に制約せられず事實上は期限なく、何年後でも典價を支拂へば出典者は回贖出来る。此の期限は寧ろ出典者の回贖に對する制限をなすもので、普通期限末の一年より後之を回贖しうるものである。また出典地の一部的回贖も認められてゐる。⁷⁰⁾

(ニ) 轉典 承典者が資金を必要とし出典者も回贖せない時には承典者は典地を更に第三者に轉典しうる。轉典は金額、期限共に原典のそれを超えることを得ず、一般に出典者の回贖如何の意向を尋ねる。⁷¹⁾ 轉典後更に轉典することは建前としては認められてゐるが、轉典に於ける條件内で行はねばならぬので稀である。

(ホ) 典地の賦税關係 典地の賦税の負擔關係は一定してをらず承典者が負擔する時も出典者と承典者とで分擔する場合もある。⁷²⁾

以上典の内容を略述したのであるが、典により出典者は指地借錢よりも多額の資金を入手しうるに反し、その使用収益は斷念せねばならない。承典者は地價よりも安く受典して土地を使用収益しうる故有利である。たゞ典の期限が短かければ承典者が掠奪農業を行ふ危険があり出典者にとつて不利である。承典者が耕作しない場合には出租する。此の際出典者が小作するものを典小作と稱するが、その小作條件は一般小作と同一である。出典者が期限が來ても承典者は回贖を要求しえず、典は繼續するのであるが、回贖不能となつて絶賣することが多いやうである。

河北省昌黎縣侯家營では、以前は回贖が多かつたが最近はせぬ方が多く、⁷³⁾ 山東省泰安縣溇窪莊では「未だ入出典地の回贖の例を聴かず、むしろ何年かの後に更に資金の必要に迫られ結局これを手離すに至つたものを見るのみ」と報せられてゐる。⁸⁰⁾

次に出典者と承典者とを階層的に見るに、溇窪莊に於いては出典者は自作農最も多く自作兼小作農之に次ぎ、

融及取引簿、第一〇號、35頁。前掲、A第十四號、76頁。 40) 同書、77頁。
41) 前掲 土地買賣簿、第一〇號、農村金融及取引簿、第一號ノ二、172頁。
42) 同書一、1頁。 43) 前掲、A第六號、66頁。 44) 同書、30頁。
44) 同書、30頁。 45) 同書、30頁、前掲農村金融及取引簿、第一號ノ二、172頁。

承典者も自作農最も多く自作兼小作農之に次いでゐる。⁴⁷⁾ また同省惠民縣孫家廟に於ける出、承典農家を經營規模群別に見れば次の如くである。

經營規模	出典農家		承典農家	
	戸數	面積	戸數	面積
〇—一〇畝	八	三五・一畝	四	二五・〇畝
一一—二〇	四	一九・〇	三	一〇・七
二〇以上	三	一六・五	三	一二・八
合計	一五	七〇・六	一〇	四八・五

備考 滿鐵調査部 北支農村概況調査報告(一)附表より作成。

但し地主一戸(用典)を除く。

に於いては前述せる如く小額の貸借がなされるものであり他の二者と多少性質を異にしてゐる。指地借錢と何れが多いか一定しないが、一般の傾向としては先づ指地借錢とし次いで典とし最後に絶賣するものである。⁴⁸⁾ 勿論、最初から土地を絶賣する場合もあるが之は多額を必要とする時である。河北省昌黎縣侯家營に於いては、八〇—一〇〇元なら指地借錢、二、三〇〇元なら典、三、五〇〇元なら絶賣と報告されてゐる。⁴⁹⁾

最後に農村貸借に關聯して農民と商人との關係に就いて若干検討を加へよう。前述の如く、現在一般に農村貸借は主として村落内部に於いて行はれてゐるが、資本主義の農村への侵透、農業生産の商品化に伴つて都市近郊の農村を中心として農民と商人との關係は漸次強化される。茲では若干の地方について兩者の關係をみよう。

右によれば典は主として村内農家相互間に於いて行はれ、出典者は下層農程多いが承典者は必ずしもそうでないことを示してゐる。

以上の各種農村貸借の中、農民の面子觀念からは信用貸借—指地借錢—典の順が望ましく、また彼等の土地に對する執着からも此の順序を欲するが、現實に何れによるかは彼等の經濟狀態換言すれば資金の必要度に應じて決定される。信用貸借

46) 前掲、農村金融及取引篇、第八卷、4頁。A第六號、18頁。農村金融及取引篇、第一〇號、72頁等。
 47) 前掲、A第六號、10、38頁。
 48) 前掲、A第七號、45頁參照。
 49) 前掲農村金融及取引篇、第八號、5頁。
 50) 前掲、第七號、61頁。
 51) 前掲、A第十四號、79—80頁。

(イ)河北省順義縣沙井村⁵⁴⁾ 本村の農民は順義の商人特に糧行より借金をする者が比較的多い。指地借金によるものが多く、その辨濟には收穫後穀物によること屢々である。その際價格の決定は糧行が行ふ故農民に取つては不利である。尙ほ食糧その他商品に商人より掛買ひする事も行はれる。之は信用ある者でなければならず凶作の年に多い。その支拂は節句、麥秋、大秋、正月等に行ひ、支拂價格は價格の騰貴してゐる時はその價格、下落してゐる時は元の價格による。或は何れの場合にも中間の價格によつても報ぜられてゐる。

(ロ)河北省鹽城縣寺北柴村⁵⁵⁾ 本村も多く城内の放販又は糧行より借金を又は借糧をするが後者の方が多し。借金は指地借金による。借糧は收穫後現金で返すものが多く、價格は借りた時を標準とする。借糧にも代還中人を要す、利子は商人の方が村内よりも高い。尙本村には事變前、棉花仲買人による棉花の預買が行はれた。

(ハ)京漢線沿線の諸縣に於いても縣城或は市鎮より借金をするものあり、掛買をすれば現金買よりも二、三割高いと報ぜられてゐる。⁵⁶⁾

(ニ)山東省恩縣後夏寨莊では城内の商人から借款すれば指地借金で月利五分乃至八分の高利である。⁵⁷⁾

右は若干の事例にすぎないが、農民が商人と貸借關係を結べば如何に商業高利貸資本に收取されるか、略々之を窺ふことが出来る。

四

以上私は北支に於ける農村貸借の一般的性格を全支との關聯に於いて考察し、次いで其の具體的内容に就いて検討した。農家は年々常に就中春季及び年末には先づ同族、親類、隣、友人等相互間に於いて小額の融通を行ひ漸くその生活を維持してゐる状態である。現金貸借と共に食糧貸借の多いことは農民の貧窮度を端的に示すものに外ならない。また債務支拂の代りに勞働する如き慣行の殘存する事も支那農民の貧窮度を示すものであるが、他方之は支那社會の後進性の一象徴でもある。信用貸借は同族、友人等村落内部に於いて比較的親しい間柄を中心として行はれるもので相互扶助的性格をも帯びてはゐるが、信用の背後には物的基礎を主要條件としてをり、

51) 前掲、第七號、44頁。前掲、農村金融及取引篇、第一〇號、59—60、等。
52) 同書、118、126—127頁。53) 前掲、農村金融及取引篇、第一〇號、24頁。
54) 前掲、A第六號、19—24頁。55) 前掲、A第十號、45頁。
56) 前掲、第七號、62—62頁。前掲、農村金融及取引篇、第八號、4頁。前掲、A

無利子の場合もあるが高率の利子の徴收せられることもあるのである。信用貸借と抵押貸借の何れが多いかは地方により異り今後の調査に俟たなければならぬが、比較的小額の借入れは前者によるものである。而して之は主として村内の農民相互間に於いて行はれ、借受人と貸付人との間の階級的な差異は一般的に殆ど存しないであらう。

支那の農家は農業生産自體が不安定なる上、天災、過重なる諸負擔及び冠婚葬祭費等により屢々多額の貨幣を必要とするため、右の如き小額の信用借入れでは到底之を賄ひ得ないのであり、遂には指地借錢し次いで農地を出典し最後には之を絶賣するに至るのである。而して債務者を農家階層別に見れば、主として中、小農であり富農之に次ぐ。貸付側は所謂三位一體をなす地主、富農、商人と云はれてゐる。併しこの三者は多少その性格を異にしてゐるのである。先づ商人は前述せる如く農民に對して商業高利貸的收取を行ひ、且つ農地を擔保として貸付けその利率は極めて高い。ところで商人が農地を購入するとすれば小作に出すであらうが、北支に於ける小作料は地價の約一割内外であり、従つて耕地を購入するよりも之を擔保として貸付を行ふ方が遙に有利であらう。かくて、農民への貸付に基く商人への農地の集中度は從來論ぜられてゐる如く大なるものではないであらう。また、農村金融自體に就いても全般的に見れば商人は未だ主要な役割をなすものではないであらう。従つて農村金融の擔當者は主として地主、富農層特に後者であらう。ところで支那に於いては農業人口に比して耕地狭小なるため農民の耕地に對する執着は極めて強い。前述の如く典に於いて承典農家中、中小農が意外に多いことはかゝる關係に基くものであらう。このことは又、耕地の出典が小面積宛行はれることにもよるであらうが、他方比較的多額の農村貸借に於いても尙ほ且、中小農相互の間にも行はれうることを示してゐるのである。富農層と雖も中小農に比し本質的に大なる差異の存するものではない。

58) 第六號、A 第三〇頁等。
 前前第八號、A 第七號、58頁。
 第六號、A 第六號、54頁等。

57) 前掲、農村金融及取引簿、第一〇號、66頁。
 59) 前掲、農村金融及取引簿、第九號、13頁。
 前掲、第十六號、59頁、前掲、農村金融及取引簿、
 62) 前掲、A 第六號、33頁。

農家の金融は比較的多額の時は指地借錢—典の過程を辿るが、典は事實上無期限であり且つ農民の耕地への執着性と相俟つて土地の絶賣即ち所有の移動を或る程度抑制するが、併し乍ら負債の累積に伴つて土地喪失の地盤は常に醸成されてゐるのであり、農民は遂には土地を喪失するに至るのである。土地所有も主として地主、富農層に集中する。尙ほ土地賣買に際しては強力ではないが同族、地隣、承典者、村内者等の順位による先買権が存してをり、且つ前述せる貸借關係とも相俟つて、土地賣買も主として村内に於いて行はれるであらう。

ところで支那の地主は一般に中小地主であり、富農層も安定性を有するものではなく、前述せる如き支那の自然的社會的諸條件の下に於いては墾落の危機に曝されてをり、且つ均分相續制の行はれる故、地主、富農層に於いては土地の集中と共に常にその分散傾向が存してゐる。かゝる集中と分散の過程が農村内部に於いて同時に行はれる限り、巨大地主の出現もなく農村は常に同一構造を維持し、多數の零細小農を存續創出する。かくして農村金融關係も改善されることなく、更に資本主義の農村への浸透、農業生産の商品化の進展と共に、却つて農民の商業高利貸への隷屬化が強化される。かくて合作社の農村金融に於ける役割が問題となるが茲では之にはふれないこととする。

- 農村金融及取引簿、第一〇號、62頁等。 63) 前掲、A第六號、15頁。
 64) 前掲、農村金融及取引簿、第一〇號、71頁。 65) 前掲、第七號、44、48頁。
 66) 同書、53、72頁。前掲、第一〇號、83頁。A第六號、34頁等。
 67) 前掲、A第十四號、57頁。前掲、農村金融及取引簿、第一〇號、79頁。
 68) 前掲、A第十七號、53頁。 69) 前掲、A第七號、71頁。
 70) 前掲、A第六號、77、82頁。
 71) 前掲、A第十四號、48頁。農村金融及取引簿、第一一號ノ二、207頁。
 72) 前掲、A第十四號、110頁。A第六號、55—56頁。
 73) 前掲、A第六號、45—46頁。農村金融及取引簿、第一〇號、106頁等。
 74) 前掲、A第十四號、104頁。A第六號、41頁。
 75) 前掲、第七號、92頁。A第四號、79頁。 76) 前掲、A第六號、42頁。
 77) 前掲、A第六號、49頁。第十四號、107頁。 78) 前掲、第七號、5—6頁。農村金融及取引簿、第九號、11頁等。 79) 前掲、農村金融取引簿、第一〇號、101頁。 80) 泰安縣一部落に於ける農耕事情、滿鐵調査月報、昭和十五年三月號。 81) 同論文。
 82) 土地委員會、前掲書、104頁。 83) 前掲、農村金融及取引簿、第一〇號、49頁。 84) 前掲、A第四號、57—69頁。第七號、下、41頁以下。 85) 前掲、第六號、1頁以下。
 86) 滿鐵調査課、河北省農極調査報告(一)、昭和十一年、170頁。
 87) 前掲、農村金融及取引簿、第一一號ノ一、11頁。
 88) 八木芳之助著、經濟に關する支那慣行調査報告書 一特に北支に於ける小作制度一、昭和十八年、332頁參照。